

小児～高校生相当の医療費助成

通称【マル福】(白色の受給者証)

- 対象者**
- ◇外来……小学校6年生までの小児
 - ◇入院……高校生相当までの小児(中学生以降は交付申請が必要です)
 - ※所得制限があります

- 利用方法**
- 県内の医療機関で受診の場合**
県内の医療機関においてマル福受給者証・保険証を提示し、自己負担金をお支払いください。
 - 県外の医療機関で受診の場合**
医療機関において保険診療の一部負担金を支払い、領収書(氏名・保険点数が記載されている領収書または保険適用分と自費分が明示されている領収書)、受給者証、保険証、口座がわかるものを持参し申請すると、後日自己負担分を除いた額が支給されます。

- 手続きに必要なもの**
- 健康保険証 保護者名義の口座がわかるもの
 - マイナンバーのわかるもの(保護者等、お子さん分)
 - ※転入の場合は所得証明書または所得照会の同意書が必要です。

- 自己負担**
- 外来…ひとつの病院につき、1日600円まで
(ひと月2回まで負担。同じ病院へ3回以上行った場合、3回目以降は自己負担なし。)
 - 入院…ひとつの病院につき、1日300円まで
(ひと月上限3,000円)
 - ※院外処方での薬代(保険診療額)の自己負担はありません。



問合せ先 国保年金課 TEL 0299-90-1143

通称【神福】(ピンク色の受給者証)

- 対象者**
- 所得制限によりマル福に該当しない小児
 - 中学生及び高校生相当の外来受診分

- 利用方法**
- 県内の医療機関で受診の場合**
県内の医療機関において神福受給者証・保険証を提示し、自己負担金をお支払いください。
 - 県外の医療機関で受診の場合**
医療機関において保険診療の一部負担金を支払い、領収書(氏名・保険点数が記載されている領収書または保険適用分と自費分が明示されている領収書)、受給者証、保険証、口座がわかるものを持参し申請すると、後日自己負担分を除いた額が支給されます。

- 手続きに必要なもの**
- 健康保険証 保護者名義の口座がわかるもの
 - マイナンバーのわかるもの(保護者等、お子さん分)
 - ※転入の場合は所得証明書または所得照会の同意書が必要です。

- 自己負担**
- 外来…ひとつの病院につき、1日600円まで
(ひと月2回まで負担。同じ病院へ3回以上行った場合、3回目以降は自己負担なし。)
 - 入院…ひとつの病院につき、1日300円まで
(ひと月上限3,000円)
 - ※院外処方での薬代(保険診療額)の自己負担はありません。



問合せ先 国保年金課 TEL 0299-90-1143